

Kyoto Card Neo (Visa・Mastercard®) 会員規約改定(2026年10月30日) 新旧対照表

※主な変更点は下線の箇所です。

改定前	改定後
第6条(付帯サービス等)	第6条(付帯サービス等)
1 会員は、付帯サービスを、当行またはサービス提供会社が別に定めるところに従い利用することができます。会員が利用できる付帯サービスの内容、利用条件、利用方法その他これに関連する事項については、当行が本人会員に通知し、または当行ウェブサイトその他の当行所定の方法により公表します。	変更なし
2 当行またはサービス提供会社が必要と認めた場合、当行またはサービス提供会社は、付帯サービスの全部または一部について、会員へのあらかじめの通知を行うことなく、その内容、利用条件もしくは利用方法を変更しまたはその提供を一時的に中止しもしくは廃止することができるものとします。	変更なし
3 会員が会員資格を喪失した場合または第8条に定める更新カードの貸与を受けることなく会員が貸与されたカードの有効期限が経過した場合には、当該会員は、当然に付帯サービスを利用することができないものとします。	3 会員が会員資格を喪失した場合または第8条 第2項 に定める更新カードの貸与を受けることなく会員が貸与されたカードの有効期限が経過した場合には、当該会員は、当然に付帯サービスを利用することができないものとします。
4 会員は、付帯サービスにつき、合理的な範囲を超えて濫用的である利用を行ってはならないものとします。	変更なし
5 会員が当行に対する債務の履行を遅滞している場合、付帯サービスの利用が合理的な範囲を超え濫用的でありまたはそのおそれがある場合、本規約の定めによりその貸与されたカード等が利用停止となった場合その他相当の理由がある場合には、当行は、会員の付帯サービスの利用を拒みまたは制限することができるものとします。	変更なし
6 当行は、一部の付帯サービスにつき代金または手数料を定めることがあります。本人会員は、会員が当該付帯サービスを利用したときには、当行があらかじめ定める代金または手数料を支払うものとします。当該代金または手数料については、別段の定めのある場合を除き、ショッピング利用代金に準じて取り扱われるものとします。	変更なし
第7条(カードの貸与)	第7条(カードの貸与)
1 当行は、会員が入会等をした場合には遅滞なく、または本規約に定める場合にはその定めるところに従い、会員ごとにカードを1枚発行し、これを会員に貸与します。	変更なし
2 会員は、第8条(更新カードの発行)または第9条(カードの再発行)の場合を含め当行よりカードを貸与されたときには、ただちに当該カードの署名欄に自署するものとします。ただし、当該カードに署名欄がない場合にはこの限りではありません。	2 会員は、第8条(カードの有効期限および 更新カードの発行) 第2項 または第9条(カードの再発行)の場合を含め当行よりカードを貸与されたときには、ただちに当該カードの署名欄に自署するものとします。ただし、当該カードに署名欄がない場合にはこの限りではありません。
3 当行が本規約に定めるところに従い会員に貸与するカードの所有権は、当行に帰属します。	変更なし
4 会員は、当行が別に定める場合を除き、第8条または第9条の場合を含め、貸与を受けるカードのデザインを指定することはできないものとします。	4 会員は、当行が別に定める場合を除き、第8条 第2項 または第9条の場合を含め、貸与を受けるカードのデザインを指定することはできないものとします。
5 会員が本規約を承認しない場合には、利用開始前に直ちにカードを切断した上で当行に返却するものとします。	変更なし

Kyoto Card Neo (Visa・Mastercard®) 会員規約改定 (2026年10月30日) 新旧対照表

※主な変更点は下線の箇所です。

改定前	改定後
第8条 (更新カードの発行)	第8条 (~~カードの有効期限~~ および更新カードの発行)
カードの有効期限は、カードの券面または会員本人のみが閲覧できる画面等に表示されまたは別途会員に対して通知される年月の末日までとします。当行が適当と認める場合には、当行は、会員に対し、当行所定の時期に有効期限を更新した新しいカードを発行し貸与します。	<u>1</u> カードの有効期限は、カードの券面または会員本人のみが閲覧できる画面等に表示されまたは別途会員に対して通知される年月の末日までとします。
掲載なし	<u>2</u> ~~会員に貸与したカードの有効期限満了が近づき~~ 当行が適当と認める <u>とき</u> には、当行は、会員に対し、当行所定の時期に有効期限を更新した新しいカードを発行し貸与します。
第10条 (更新カードまたは再発行カードの送付を受けたときの処置)	第10条 (更新カードまたは再発行カードの送付を受けたときの処置)
1 会員は、第8条または第9条の規定により当行から新たなカードの貸与を受けたときには、ただちに従前のカードにつき、磁気ストライプおよびICチップを切断するなどカードに記載および記録されたカード情報のすべてが再現できない状態にして破棄するものとします。	1 会員は、第8条 <u>第2項</u> または第9条の規定により当行から新たなカードの貸与を受けたときには、ただちに従前のカードにつき、磁気ストライプおよびICチップを切断するなどカードに記載および記録されたカード情報のすべてが再現できない状態にして破棄するものとします。
2 前項の規定にかかわらず、当行が特に必要と認めるときには、当行は、会員に対し、カードの返却を求めることができ、会員はこれに応ずるものとします。この場合、会員は、カードの返却に関する当行の指示に従うものとします。	変更なし
3 会員が、継続課金取引のためにカード情報を当該継続課金取引に係る加盟店に登録し、またはネットショッピングその他のカード等の利用のためにカード情報を加盟店が定めるサーバーに登録している場合において、会員が第8条または第9条の規定によりカードの貸与を受けたときには、当行が特に認める場合を除き、会員は、会員の責任で、登録されたカード情報を最新のものに更新しなければならないものとします。	3 会員が、継続課金取引のためにカード情報を当該継続課金取引に係る加盟店に登録し、またはネットショッピングその他のカード等の利用のためにカード情報を加盟店が定めるサーバーに登録している場合において、会員が第8条 <u>第2項</u> または第9条の規定によりカードの貸与を受けたときには、当行が特に認める場合を除き、会員は、会員の責任で、登録されたカード情報を最新のものに更新しなければならないものとします。
4 前項に規定するときには、当行は、会員に代わってカード情報の変更情報を当該加盟店に通知することができるものとします。ただし、当行は、かかる通知を行う義務を負わないものとします。	変更なし
第14条 (暗証番号の管理)	第14条 (暗証番号の管理)
1 会員は、暗証番号を他人に伝え (ただし、本人会員が家族カードの暗証番号を当該家族カードに係る家族会員に伝える場合を除きます。) または他人が知ることができる状態においてはならないものとし、暗証番号が他人に知られることのないよう、善良なる管理者の注意をもってこれを使用および管理しなければなりません。	変更なし
2 会員は、以下の各号のいずれかに該当する事項をカードに記載してはならず、かつ、これを記載もしくは記録した書面その他の媒体をカードまたはカード情報を記載もしくは記録した媒体とともに保管および携帯してはならないものとします。	2 会員は、以下の各号のいずれかに該当する事項をカードに記載してはならず、かつ、これを記載 <u>L</u> もしくは記録した書面その他の媒体をカードまたはカード情報を記載もしくは記録した媒体とともに保管および携帯してはならないものとします。
(1)暗証番号	変更なし
(2)(1)以外のものであって、暗証番号を推知しやすい文字、数字または符号	変更なし

Kyoto Card Neo (Visa・Mastercard®) 会員規約改定 (2026年10月30日) 新旧対照表

※主な変更点は下線の箇所です。

改定前	改定後
3 当行は、会員に対し、暗証番号の使用および管理に関し、特に会員が遵守すべき事項を通知することがあります。この場合、会員は当該事項を遵守しなければなりません。	変更なし
4 当行は、会員に対し、そのときどきの社会状況、技術動向その他の事情を踏まえ、暗証番号の使用および管理に関する注意事項を通知または当行ウェブサイトに掲出するなど会員が知りうる状態に置くことがあります。この場合、会員は、当該通知等の内容を踏まえて第1項の義務を履行するものとします。	変更なし
5 第2項から前項までの規定は、第1項の善良なる管理者の注意義務の内容および範囲を限定するものと解してはならないものとします。	変更なし
第20条 (クレジットカード本人認証サービスに関する義務およびこれが利用された場合の本人会員の責任)	第20条 (クレジットカード本人認証サービスに関する義務およびこれが利用された場合の本人会員の責任)
1カード情報の利用にあたり、クレジットカード本人認証サービスが利用されたときには、第18条第1項の規定にかかわらず、当該カード等利用代金等相当額全額につき本人会員が支払義務を負担するものとします。	1 カード情報の利用にあたり、クレジットカード本人認証サービスが利用されたときには、第18条 <u>(カード情報または偽造カードが利用された場合の本人会員の責任)</u> 第1項の規定にかかわらず、当該カード等利用代金等相当額全額につき本人会員が支払義務を負担するものとします。
2会員は、クレジットカード本人認証サービス用のIDおよびパスワードまたはワンタイムパスワードその他会員本人であることを認証するための情報(以下本条において「ID等」といいます。))につき、善良なる管理者の注意をもって選択(ただし、ワンタイムパスワードを除きます。)、使用および管理しなければなりません。	2 会員は、クレジットカード本人認証サービス用のIDおよびパスワード <u>もしくは</u> ワンタイムパスワードその他会員本人であることを認証するための情報 <u>または手段</u> (以下本条において「ID等」といいます。))につき、善良なる管理者の注意をもって選択(ただし、ワンタイムパスワードを除きます。)、使用および管理しなければなりません。
3会員が前項に定める善良なる管理者の注意義務を尽くしている場合には、第1項の規定は適用されないものとします。	変更なし
4会員がID等を他人に伝えもしくは使用させ、または故意もしくは重大な過失によりID等を他人が使用することができる状態においたことによりカード情報の利用にあたりID等が他人に使用されたときには、当行は、本人会員に対し、他人がカード情報を利用したこと起因して当行に生じた損害であって第1項に定めるもの以外のものについて賠償を請求することができるものとします。	変更なし
第21条 (第三者へのカード情報の登録と管理)	第21条 (第三者へのカード情報の登録と管理)
1第13条 (カード等の管理) の規定にかかわらず、会員は、以下の各号が充足されることその他本規約の定めに従うことを条件として、ネットショッピング事業者またはコード決済事業者その他の第三者が設置したサーバーにカード情報の全部または一部を登録することができるものとします。	変更なし
(1)当該第三者の提供するサービスを利用するために必要であること。	変更なし
(2)カード情報を登録しようとするサーバーが、当該サーバーに登録されたカード情報にアクセスまたは利用する権限を確認する合理的手段を定めているものであること。	変更なし

Kyoto Card Neo (Visa・Mastercard®) 会員規約改定(2026年10月30日) 新旧対照表

※主な変更点は下線の箇所です。

改定前	改定後
2前項の場合、会員は、ネットショッピングサイトのIDおよびパスワードなど、前項に定めるサーバーに登録されたカード情報にアクセスまたは利用する権限があることを確認する手段(以下本条において「アクセス権限確認手段」といいます。))につき、他人に使用させてはならず、かつ他人が使用することがないよう、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならないものとします。	2 前項の場合、会員は、ネットショッピングサイトのIDおよびパスワードなど、前項に定めるサーバーに登録されたカード情報にアクセスまたは利用する権限があることを確認する 情報または 手段(以下本条において「アクセス権限確認手段」といいます。))につき、他人に使用させてはならず、かつ他人が使用することがないよう、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならないものとします。
3会員がアクセス権限確認手段を他人に伝えもしくは使用させ、または故意もしくは重大な過失によりアクセス権限確認手段を他人が使用することができる状態においたことにより、当該アクセス権限確認手段が使用されて、第1項に定めるサーバーに登録されたカード情報が利用された場合には、当行は、これにつき、当行との関係では会員によりカード等が利用されたものとみなします。	変更なし
第27条(犯罪収益等隠匿行為等の禁止)	第27条(犯罪収益等隠匿行為等の禁止)
1本人会員は、以下の各号のいずれかその他金融犯罪の遂行を目的としまたはその手段として本契約を締結してはならないものとします。	変更なし
(1)組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に定める犯罪収益等の取得もしくは処分につき事実を偽装しまたは犯罪収益等を隠匿すること。	変更なし
(2)国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法に定める財産凍結等対象者その他これらに類する者(団体を含みます。))との間で取引を行うこと。	変更なし
(3)外国為替及び外国貿易法に定める経済制裁対象者または経済制裁対象国もしくは地域にある者との間で取引を行うこと。	変更なし
(4)米国OFAC規制により規制される取引を行うこと。	(4)米国OFAC規制 など、本契約を実行するために必要となる取引(国際ブランド会社など当行と提携する者により遂行される取引を含みます。)) に対し、いずれかの法域において適用されうる経済制裁に係る法令、行政命令または司法命令 により規制される取引を行うこと。
2会員は、前項各号その他金融犯罪の遂行を目的としまたはその手段として、本契約に定めるサービスを利用してはならないものとします。	変更なし
3当行は、第1項または第2項の違反の有無を確認するため必要があると認めるときには、会員に対し、説明または資料の提出を求めることができ、会員は遅滞なくこれに応ずるものとします。	変更なし
第29条(WEBサービスおよびWEB明細の利用に関する事項)	第29条(WEBサービスおよびWEB明細の利用に関する事項)
1会員は、当行が別に定めるところに従いWEBサービスの登録を行うことによりWEBサービスを利用することができます。ただし、家族会員は、WEBサービスのうち一部の機能を利用することができません。	変更なし
2本人会員は、WEBサービスおよびWEB明細の登録を行うことにより、WEB明細を利用することができます。	変更なし

Kyoto Card Neo (Visa・Mastercard®) 会員規約改定(2026年10月30日) 新旧対照表

※主な変更点は下線の箇所です。

改定前	改定後
3会員は、WEBサービスまたはWEB明細の利用のために必要となるIDおよびパスワードまたはワンタイムパスワードその他会員本人であることを認証するための情報(以下本条において「ID等」といいます。)につき、他人に利用されることのないよう善良なる管理者の注意をもって選択、使用および管理するものとします。	3 会員は、WEBサービスまたはWEB明細の利用のために必要となるIDおよびパスワードまたはワンタイムパスワードその他会員本人であることを認証するための情報 ~~または手段~~ (以下本条において「ID等」といいます。)につき、他人に利用されることのないよう善良なる管理者の注意をもって選択、使用および管理するものとします。
4 WEBサービスまたはWEB明細を提供するために開設された当行所定のウェブサイトにおいてID等が利用された場合には、当行は、当該ID等に係る会員によりWEBサービスまたはWEB明細が利用されたものとみなすことができるものとします。	変更なし
5会員は、WEBサービスまたはWEB明細の利用時間、利用手続その他利用に関する事項については、当行ウェブサイトに掲出されたところに従うものとします。	変更なし
6会員は、WEBサービスもしくはWEB明細の提供を妨げまたは妨げるおそれのある行為を行ってはならないものとします。	変更なし
7 WEBサービスもしくはWEB明細のサービス内容または利用方法その他関連事項につき、当行は、そのときどきの必要に応じて追加し、変更しまたは廃止することができるものとします。	変更なし
第37条(カード利用可能枠等の設定等)	第37条(カード利用可能枠等の設定等)
1当行は、本人会員の入会時に、審査のうえ、そのカード利用可能枠を決定するとともに、当該カード利用可能枠の範囲で分割払い・リボ払い利用可能枠を決定し、これらを、当行所定の方法で本人会員に通知しまたは本人会員が知りうる状態に置くものとします。	変更なし
2当行は、前項に定める各利用可能枠とは別に、割賦取引利用可能枠を定め、これを当行所定の方法で本人会員に通知します。割賦取引利用可能枠は、対象カード等 のすべてに共通で適用されるものとします。	変更なし
3当行は、当行が必要と認めた場合には、あらかじめ会員に通知することなく、会員のカード等利用状況、信用状態その他一切の事情を勘案して、カード利用可能枠、分割払い・リボ払い利用可能枠もしくは割賦取引利用可能枠(以下本条において「各種利用可能枠」といいます。)を増額しまたは減額することができるものとします。この場合、当行は、変更後の各種利用可能枠につき、当行所定の方法で本人会員に通知しまたは本人会員が知りうる状態に置くものとします。	3 当行は、当行が必要と認めた場合には、あらかじめ会員に通知することなく、会員のカード等利用状況、信用状態、 ~~適用ある法令または自主規制機関の規則、当行の業務またはシステム上の必要~~ その他一切の事情を勘案して、カード利用可能枠、分割払い・リボ払い利用可能枠 ~~または~~ 割賦取引利用可能枠(以下本条において「各種利用可能枠」といいます。)を増額しまたは減額することができるものとします。この場合、当行は、変更後の各種利用可能枠につき、当行所定の方法で本人会員に通知しまたは本人会員が知りうる状態に置くものとします。
4前項第1文の場合において、当行は、本人会員が各種利用可能枠の全部または一部の増額を希望しないときには、その申出により、遅滞なく増額前の各種利用可能枠に戻す処置をとるものとします。	変更なし
5第1項または第2項に定める利用可能枠が設定されたことにより、当行は、会員に対して信用を供与する義務を負うものではありません。	変更なし
6本条、第40条 において「対象カード等」とは、本規約を内容とするカード会員契約に基づき当行が発行するカード等をいいます。	変更なし

Kyoto Card Neo (Visa・Mastercard®) 会員規約改定(2026年10月30日) 新旧対照表

※主な変更点は下線の箇所です。

改定前	改定後
第41条(キャッシングサービス利用可能枠およびカードローン利用可能枠の設定等)	第41条(キャッシングサービス利用可能枠およびカードローン利用可能枠の設定等)
1当行は、本人会員からの申込により、審査のうえ、カード利用可能枠の範囲でキャッシングサービス利用可能枠を決定し、これを当行所定の方法で本人会員に通知しまたは本人会員が知りうる状態に置くものとします。	変更なし
2当行は、本人会員からの申込により、審査のうえ、カードローン利用可能枠を決定し、これを当行所定の方法で本人会員に通知しまたは本人会員が知りうる状態に置くものとします。	変更なし
3当行は、当行が必要と認めた場合には、あらかじめ会員に通知することなく、会員のカード等利用状況、信用状態その他一切の事情を勘案してキャッシングサービス利用可能枠またはカードローン利用可能枠を増額しまたは減額することができるものとします。この場合、当行は、変更後のキャッシングサービス利用可能枠またはカードローン利用可能枠につき、当行所定の方法で本人会員に通知しまたは本人会員が知りうる状態に置くものとします。	3 当行は、当行が必要と認めた場合には、あらかじめ会員に通知することなく、会員のカード等利用状況、信用状態、 ~~適用ある法令または自主規制機関の規則、当行の業務またはシステム上の必要~~ その他一切の事情を勘案してキャッシングサービス利用可能枠またはカードローン利用可能枠を増額しまたは減額することができるものとします。この場合、当行は、変更後のキャッシングサービス利用可能枠またはカードローン利用可能枠につき、当行所定の方法で本人会員に通知しまたは本人会員が知りうる状態に置くものとします。
4キャッシングサービス利用可能枠またはカードローン利用可能枠が設定されたことにより、当行は、会員に対して貸付けを行う義務を負うものではありません。	変更なし
第45条(ショッピングの利用方法)	第45条(ショッピングの利用方法)
1会員がショッピングを利用するには、加盟店に対してカードを提示し、ショッピング利用代金の額ならびに日本国内の利用である場合には支払方式および支払回数を確認のうえ、所定の端末に暗証番号を入力するものとします。ただし、加盟店が指定する場合には、暗証番号の入力に代えて所定の売上票または電磁的記録による売上票に署名を入力するための端末に署名をするなど、加盟店が指定する他の方法によるものとします。	1会員がショッピングを利用するには、加盟店に対してカードを提示し、ショッピング利用代金の額ならびに日本国内の利用である場合には支払方式および支払回数を確認のうえ、所定の端末に暗証番号を入力するものとします。
2前項の規定にかかわらず、ショッピングの利用により購入する商品もしくは権利または提供を受ける役務が、当行所定の範囲のものであり、かつ、ショッピング利用代金の額が当行所定の金額の範囲である場合であって、以下のいずれかに該当するときには、会員は、暗証番号の入力を行わずにカードを利用することができるものとします。	変更なし
(1)非接触決済の方法による利用であること。	変更なし
(2)第1号の場合を除き、当行所定の加盟店(加盟店が百貨店、総合スーパーマーケットなど各種商品小売業または各種商品卸売業に該当する場合にあっては当行所定の売場)におけるショッピングの利用であること。	変更なし
第46条(通信販売等加盟店の場合のショッピング利用方法)	第46条(通信販売等加盟店の場合のショッピング利用方法)
1第45条の規定にかかわらず、会員は、通信販売など一部の加盟店においては、カードを提示せずカード情報を通知することによりショッピングを利用することができます。	1 第45条(~~ショッピングの利用方法~~)の規定にかかわらず、会員は、通信販売など一部の加盟店においては、カードを提示せずカード情報を通知することによりショッピングを利用することができます。
2 前項の方法でショッピングを利用する場合、加盟店によっては、クレジットカード本人認証サービスの利用その他加盟店所定の方式によることを求める場合があります。この場合には、会員は、当該方式に従いカード等を利用するものとします。	2 前項の方法でショッピングを利用する場合、クレジットカード本人認証サービスの利用 ~~その他の本人認証方式の利用~~ を求める場合があります。この場合には、会員は、当該方式に従いカード等を利用するものとします。

Kyoto Card Neo (Visa・Mastercard®) 会員規約改定 (2026年10月30日) 新旧対照表

※主な変更点は下線の箇所です。

改定前	改定後
第47条 (通信販売等加盟店とカード情報の登録)	第47条 (通信販売等加盟店とカード情報の登録)
1第46条に定める加盟店の一部においては、ショッピング利用のためにあらかじめ加盟店または第三者が設置したサーバーにカード情報を登録し、当該登録されたカード情報を利用できる者であることを認証する方法によりショッピングを利用することができます。	1 第46条 (通信販売等加盟店の場合のショッピング利用方法)に定める加盟店の一部においては、ショッピング利用のためにあらかじめ加盟店または第三者が設置したサーバーにカード情報を登録し、当該登録されたカード情報を利用できる者であることを認証する方法によりショッピングを利用することができます。
2 会員が、前項に定めるカード情報の登録を行った場合において、退会その他の事由により会員資格を喪失したときには、会員は、加盟店の定めるところに従い遅滞なく登録されたカード情報を削除するものとします。	変更なし
第49条 (継続課金取引の終了等)	第49条 (継続課金取引の終了等)
1会員が、第48条に定めるカード情報の登録を行った場合であって、当該継続課金取引を終了したまたは当該継続課金取引により発生する代金もしくは対価につき登録されたカード情報によるショッピングを行わないこととするときには、会員は、自ら当該継続課金取引に係る加盟店に対し、当該加盟店の定めるところに従い、当該登録されたカード情報の削除その他の必要な手続をとらなければならないものとします。この場合、当該加盟店の定める手続を完了するまでは、第48条に定めるところに従い会員がカード等を利用したものとみなします。	1 会員が、第48条 (継続課金取引の場合におけるショッピングの利用方法の特則)に定めるカード情報の登録を行った場合であって、当該継続課金取引を終了したまたは当該継続課金取引により発生する代金もしくは対価につき登録されたカード情報によるショッピングを行わないこととするときには、会員は、自ら当該継続課金取引に係る加盟店に対し、当該加盟店の定めるところに従い、当該登録されたカード情報の削除その他の必要な手続をとらなければならないものとします。この場合、当該加盟店の定める手続を完了するまでは、第48条に定めるところに従い会員がカード等を利用したものとみなします。
2会員が、第48条に定めるカード情報の登録を行った場合であって、どのような事由であっても当該カードに係る会員資格を喪失したときには、会員は、自ら当該継続課金取引に係る加盟店に対し、当該加盟店の定めるところに従い、当該登録されたカード情報の削除の手続をとらなければならないものとします。この場合、当該カード情報が削除されるまでの間は、会員資格を喪失した場合であっても、第48条に定めるところに従い会員がカード等を利用したものとみなします。	変更なし
第51条 (ショッピング利用に係る禁止行為等)	第51条 (ショッピング利用に係る禁止行為等)
1会員は、以下の各号のいずれかに該当するショッピング利用を行ってはならないものとします。	変更なし
(1)法令により購入もしくは輸入が禁止される商品の購入または利用が禁止される役務提供の受領など、違法な目的のためまたは違法な行為の手段として行われるもの	変更なし
(2)加盟店または加盟店があっせんする第三者が商品を買受けることを前提とする商品の購入のためのもの	(2) 加盟店または加盟店があっせんする第三者が商品 または権利 を買受けることを前提とする商品 または権利 の購入のためのもの
(3)前号に掲げるもののほか、ショッピング枠の現金化など、換金を目的とする商品もしくは権利の購入または役務提供の受領のためのもの	(3) 前号に掲げるもののほか、ショッピング枠の現金化など、 金銭の取得 を目的とする商品もしくは権利の購入または役務提供の受領のためのもの
(4)加盟店所在地またはカード利用時点における会員の所在地のいずれかにおける法定通貨 (ただし、記念通貨その他これに類する通貨収集用のものを除きます。) の購入のためのもの	変更なし
(5)暗号資産の購入のためのもの	変更なし

Kyoto Card Neo (Visa・Mastercard®) 会員規約改定 (2026年10月30日) 新旧対照表

※主な変更点は下線の箇所です。

改定前	改定後
(6)前各号に掲げるもののほか、資金調達を目的としまたはその手段として行われるもの	変更なし
(7)金融商品取引法により認められる場合を除き、同法で定める金融商品の購入のためのもの	変更なし
(8)価格が乱高下するなど投機性が高い商品、権利もしくは価値その他これに類するものの購入、役務提供の受領または調達のためのもの	変更なし
(9)不正にまたは著しく不当にポイント、マイルなどカード利用による特典(付帯サービスの提供によるものを含みます。)を得ることとなるもの	変更なし
(10)加盟店に対する過去の債務の精算のためのもの	変更なし
2ショッピングの利用が、前項の禁止に違反しまたは違反するおそれがあるものである場合には、当行は、ショッピングの利用を承認しないことがあります。	変更なし
3会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、ショッピングの利用が制限されまたはショッピングの利用ができない場合があります。	変更なし
(1)商品券その他の金券類の購入	変更なし
(2)金、銀、プラチナその他貴金属の地金またはこれらの地金型貨幣の購入	変更なし
(3)前各号に掲げるもののほか当行が定め当行ウェブサイトで公表しているものもしくは加盟店が定めるものの購入または受領	変更なし
4会員が、前項の制限にかかわらず例外的にこれらに該当するショッピング利用を行おうとする場合には、あらかじめ、会員は当行所定の手続により当行の承認を得なければならないものとします。	変更なし
第82条(キャッシングサービス・カードローンの利用方法)	第82条(キャッシングサービス・カードローンの利用方法)
1会員がキャッシングサービスを利用し、または本人会員がカードローンを利用するには、第1号または第2号のいずれかの方法により、カード等を利用するものとします。	変更なし
(1)当行所定の現金自動預払機または現金自動支払機(以下「ATM等」といいます。)にカードを挿入し、登録された暗証番号を入力する等所定の手続に従いATM等を実行する方法	変更なし
(2)当行ウェブサイトの所定のページを経由し、または当行所定の方法により、当行に対して必要事項を通知する方法	変更なし

Kyoto Card Neo (Visa・Mastercard®) 会員規約改定 (2026年10月30日) 新旧対照表

※主な変更点は下線の箇所です。

改定前	改定後
2当行が金銭消費貸借契約の締結を承諾する場合には、当行は、前項第1号にあってはATM等进行操作した会員に現金を交付する方法により、前項第2号にあっては支払口座に資金を振り込む方法により資金を交付するものとします。	変更なし
	<u>3 キャッシングサービスまたはカードローンは、前項に従い現金が交付されまたは振込資金が支払口座に着金した日をもって、その利用日とします。</u>
第128条(会員資格の取消)	第128条(会員資格の取消)
1本人会員に以下のいずれかの事由がある場合には、当行は、何らの催告なくして、本契約を解除し、本人会員およびその家族会員の会員資格を取り消すことができるものとします。	変更なし
(1)第117条(期限の利益の喪失)第1項第1号から第3号までに掲げる事由により、当行に対して負担する債務の期限の利益を喪失したこと。	変更なし
(2)第117条第1項第3号に定める債務につき、継続または反復してその支払を遅滞したこと。	変更なし
(3)第117条第1項第4号の期限の利益喪失事由欄に掲げるいずれかの事由に該当したこと。	変更なし
(4)第13条(カード等の管理)第1項に違反してカード等を他人に利用させ、同条第2項第1号に違反してカードを処分し、同条第3項に違反してカードの占有を移転し、同条第4項に違反してカード情報を他人に提供しまたは同条第5項に違反したこと。	変更なし
(5)第13条第1項第1文後段または同条第4項に違反して他人がカード等を利用できる状態を作出したこと(ただし、故意または重大な過失によるものでないときを除きます。)	変更なし
(6)第14条(暗証番号の管理)第1項かつ書きの場合を除き、暗証番号につき他人に伝えまたは他人が知ることができる状態においたこと(ただし、故意または重大な過失によるものでないときを除きます。)	変更なし
(7)第15条(カードの占有喪失時の会員の義務)第2項に反して説明もしくは資料提出を拒み、虚偽の説明もしくは資料を提出しまたは故意もしくは重大な過失により重要事項が欠落した説明もしくは資料を提出したこと。	変更なし
(8)第20条(クレジットカード本人認証サービスに関する義務およびこれが利用された場合の本人会員の責任)第2項に定めるID等につき他人に伝えまたは他人が知ることができる状態においたこと(ただし、故意または重大な過失によるものでないときを除きます。)	変更なし
(9)本契約の申込時に当行に申告すべき事項または第23条(届出事項変更時の届出義務および在留資格等の届出等)に定める届出事項につき、故意に著しく事実と反する申告または届出をしたこと。	変更なし
(10)第25条(年収および職業等の申告)の規定に基づき申告すべき事項につき、故意に著しく事実と反する申告をしたこと。	変更なし
(11)第26条(取引時確認および外国政府等における重要な公的地位の保有等に係る届出等)第3項に違反して同項の届出をせずまたは虚偽の届出をしたこと。	変更なし
(12)第27条(犯罪収益等隠匿行為等の禁止)第1項または第2項に違反したこと。	変更なし

Kyoto Card Neo (Visa・Mastercard®) 会員規約改定(2026年10月30日) 新旧対照表

※主な変更点は下線の箇所です。

改定前	改定後
(13)第51条(ショッピング利用に係る禁止行為等)第1項各号のいずれかに該当するショッピングの利用を行ったこと。	変更なし
(14)第51条第1項第9号に該当する場合を除き、付帯サービスの利用が付帯サービスに係る規程に違反しもしくは濫用的であり、当行がかかる利用を行わないよう催告をしたにもかかわらずこれに応じず、またはかかる利用が相当期間継続してもしくは多数回反復して行われたこと。	変更なし
(15)第85条(キャッシングサービスおよびカードローン利用に係る禁止行為)第1項各号のいずれかに該当するキャッシングサービスまたはカードローンの利用を行ったこと。	変更なし
(16)第123条(反社会的勢力等の排除)第1項の表明が事実に戻しまたは同項もしくは同条第2項の確約に違反したこと。	変更なし
(17)第123条第1項の表明もしくは同項もしくは同条第2項の確約を拒みもしくは撤回しまたはこれらを行っていない旨を主張すること。	変更なし
(18)第31条(家族会員がある場合の本人会員の責任)第2項の義務に違反し、家族会員が、第4号から第8号までもしくは第13号から第15号までのいずれかに該当しまたは第27条第2項に違反したこと。	(18) 第31条(家族会員がある場合の本人会員の責任)第2項の義務に違反し、家族会員が、第4号から第8号までもしくは第13号から第15号までのいずれかに該当しまたは第27条(犯罪収益等隠匿行為等の禁止)第2項に違反したこと。
(19)前各号に掲げる場合のほか、本規約(本規約に付随しまたは関連する特約を含みます。以下本条および第126条において同じ。)に定める会員の義務に違反し、その違反が重大であること。	変更なし
(20)第9号に定める場合を除き、本人会員の住所および居所または職業もしくは勤務先が不明となったこと。	変更なし
(21)当行と本人会員との間の本契約以外のカード会員契約につき、当該契約に定める会員資格取消事由に該当したことにより当行が当該契約を解除したこと。	変更なし
(22)当行と提携する事業者と本人会員との間のカード会員契約に基づく債務につき、当行が本人会員から委託を受けて保証をしている場合において、当該カード会員契約につき、当該契約に定める会員資格取消事由に該当したことにより解除されたこと。	変更なし
(23)会員が当行との間の契約(当行から発行を受けたクレジットカードに係る会員契約や加盟店契約を含みますが、これらに限られません。)のいずれかの条項に違反し、もしくは違反するおそれがある場合	変更なし
(24)会員が当行と契約した法人の代表者であるとき(過去に代表者であったときを含みます。)であって、当該法人が当行との間の契約における解除条項に該当したと当行が判断した場合、または当該法人が当行との間の契約における解除条項に該当したことにより、すでに当行より当行との間の契約を解除されていた場合	変更なし

Kyoto Card Neo (Visa・Mastercard®) 会員規約改定 (2026年10月30日) 新旧対照表

※主な変更点は下線の箇所です。

改定前	改定後
(25) 当行が相続の開始を知ったとき。なお、会員に相続の開始があったときは、親族等から直ちに報告させ、調査に必要な便宜を提供させるものとします。	変更なし
(26) 前各号に掲げる場合のほか、本人会員の信用状態が著しく悪化したこと。	変更なし
2会員に以下のいずれかの事由がある場合には、当行は、何らの催告なくして本契約を解除し、本人会員およびその家族会員の会員資格を取り消すことができるものとします。	変更なし
(1) 第123条第1項に定める暴力団員等またはテロリスト等であることが判明したこと。	変更なし
(2) 会員が、自らまたは第三者をして、当行の業務に関連し、当行もしくは当行の委託先またはその役員、従業員もしくは代理人（以下本条において「当行等」といいます。）に対して暴力行為をなし、またはこれらの者を威迫したこと。	変更なし
(3) 会員が、自らまたは第三者をして、風説を流布しもしくは偽計もしくは威力を用いて、当行の信用を毀損しまたは当行の業務を妨害したこと。	変更なし
(4) 会員が、自らまたは第三者をして、当行の業務に関連し、以下のいずれかに該当する言動その他の当行等の業務または私生活の平穩を害する言動を行い、信頼関係を維持することができない状態に至ったこと。 ① 著しく長時間または多数回にわたり苦情申出その他の連絡を行うこと。 ② 正当な理由なく通常の業務時間外に電話により苦情申出その他の連絡を行うこと。 ③ 当行が会員に対して苦情申出窓口その他お客さま対応のための窓口を指定したにもかかわらず、当該窓口部署以外の部署に苦情申出その他の連絡を行うこと。 ④ 義務ないことを行うことを執拗に求めること。 ⑤ 差別、人格否定または性的な言動など社会通念上著しく不当な言動を行い、当行等がかかる行為を行わないよう催告をしたにもかかわらずこれに応じず、またはかかる行為を継続してもしくは多数回反復して行ったこと。	変更なし
(5) 第2号から前号までに掲げる場合を除き、会員が当行の事務処理またはシステムの運用を阻害するおそれのある、カード等の利用その他の言動をなし、当行がこれを行わないよう求めても応じなかったこと。	変更なし
(6) 当行との取引に関し、信義誠実の原則に反する行為もしくは言動をなしまたは信義誠実の原則に反してなすべき行為をなさなかったことにより、当行が当該会員との取引を継続することが困難となったこと。	変更なし
(7) カードの貸与を受けた者としてであるか加盟店としてであるかを問わず、自らまたは第三者をして、クレジットカードの仕組みを、違法もしくは著しく不当な目的でまたはそのような行為の手段として利用したこと。	変更なし
3本人会員に以下の各号のいずれかの事由がある場合には、当行は、該当する各号に定める義務の履行を催告のうえ、相当期間内にその義務の履行がない場合には、本契約を解除し、本人会員およびその家族会員の会員資格を取り消すことができるものとします。	変更なし

Kyoto Card Neo (Visa・Mastercard®) 会員規約改定 (2026年10月30日) 新旧対照表

※主な変更点は下線の箇所です。

改定前	改定後
(1)第1項第7号の場合を除き、カードの占有喪失の状況もしくは被害状況につきその重要事項を届け出ずまたは第15条(カードの占有喪失時の会員の義務)第2項もしくは第3項の義務に違反したこと。	変更なし
(2)第1項第9号および第20号の場合を除き、第23条(届出事項変更時の届出義務および在留資格等の届出等)第1項の規定に違反して、届出事項の届出をしなかったこと。	変更なし
(3)第1項第10号の場合を除き、第25条(年収および職業等の申告)の規定に違反して申告すべき事項を申告せずまたは提出すべき書面を提出しなかったこと。	変更なし
(4)第26条(取引時確認および外国政府等における重要な公的地位の保有等に係る届出等)第1項の義務に違反しまたは同条第4項の説明もしくは資料の提出の求めに応じなかったこと。	変更なし
(5)第27条(犯罪収益等隠匿行為等の禁止)第3項に基づく当行の請求に対し、説明もしくは資料の提出に応じずまたは虚偽もしくは重要な事項が欠落した説明もしくは資料提出を行ったこと。	変更なし
(6)第61条(指定された支払方式等の変更)第4項の通知を受けたにもかかわらず、当該通知内容に従わなかったこと。	(6) 第61条(指定された支払方式の変更)第4項の通知を受けたにもかかわらず、当該通知内容に従わなかったこと。
(7)第108条(口座振替による支払)第2項に定める義務に違反したこと。	変更なし
(8)第1項各号および前各号に掲げる場合を除き、本規約に定める会員の義務に違反したこと(ただし、当該義務の違反が軽微である場合を除きます。)	変更なし
第131条(更新カード不発行等と本契約の終了)	第131条(更新カード不発行等と本契約の終了)
1カードの有効期限が満了しつつ、当行が第8条(更新カードの発行)に従い更新カードを会員に対して貸与しなかった場合には、有効期限満了から相当期間内に本人会員から更新カードの発行の申出があり当行がこれを認めた場合を除き、当該有効期限満了の時点で、本契約は終了したものとします。	1 カードの有効期限が満了しつつ、当行が第8条(カードの有効期限および更新カードの発行)第2項に従い更新カードを会員に対して貸与しなかった場合には、有効期限満了から相当期間内に本人会員から更新カードの発行の申出があり当行がこれを認めた場合を除き、当該有効期限満了の時点で、本契約は終了したものとします。
2当行が第7条(カードの貸与)、第8条(更新カードの発行)または第9条(カードの再発行)の規定により会員に対してカードを送付したにもかかわらず、相当期間内にこれを受領しない場合には、当行は、当該相当期間満了の時点で本契約が終了したものとみなすことができるものとします。	2 当行が第7条(カードの貸与)、第8条(カードの有効期限および更新カードの発行)第2項または第9条(カードの再発行)の規定により会員に対してカードを送付したにもかかわらず、相当期間内にこれを受領しない場合には、当行は、当該相当期間満了の時点で本契約が終了したものとみなすことができるものとします。
別表2(第62条関係)	別表2(第62条関係)

Kyoto Card Neo (Visa・Mastercard®) 会員規約改定(2026年10月30日) 新旧対照表

※主な変更点は下線の箇所です。

改定前							改定後						
ショッピング利用手数料の手数料率表							ショッピング利用手数料の手数料率表						
支払回数（回）	1	2	3	5	6	10	支払回数（回）	1	2	3	5	6	10
支払期間(ヵ月)	1	2	3	5	6	10	支払期間(ヵ月)	1	2	3	5	6	10
手数料率（実質年率）（%）	0		10.00	11.00	11.25	11.75	手数料率（実質年率）（%）	0		16.25	18.00	18.50	19.50
ショッピング利用代金（現金価格）100 円あたりの分割払手数料の額（円）	0		1.65	2.75	3.30	5.50	ショッピング利用代金（現金価格）100 円あたりの分割払手数料の額（円）	0		2.73	4.55	5.46	9.10
12	15	18	20	24	ボーナス一括払い	リボルビング払い	12	15	18	20	24	ボーナス一括払い	リボルビング払い
12	15	18	20	24	1～6	*	12	15	18	20	24	1～6	*
12.00		12.25%			0	13.20	19.50	19.75				0	19.80
6.60	8.25	9.90	11.00	13.20	0		10.92	13.65	16.38	18.20	21.84	0	